

議案第 5 1 号

飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
について

飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別  
紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 6 日 提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方自治法の改正及び錯誤に伴う改正

## 飛驒市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年飛驒市条例第231号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

第6条中「損害賠償」を「損害賠償」に改める。

### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和8年9月24日）から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第4条 略            (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)  <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。            (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p>第6条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的の価格が100万以上のもの及び法律上市の義務に属する<u>損害賠償</u>の額の決定で当該決定に係る金額が50万以上のものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略            (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)  <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。            (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)</p> <p>第6条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的の価格が100万以上のもの及び法律上市の義務に属する<u>損害賠償</u>の額の決定で当該決定に係る金額が50万以上のものとする。</p> <p>以下 略</p>

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	環境水道部
提案理由	地方自治法の改正及び錯誤に伴う改正
制定改廃の根拠等	地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和7年政令第396号)の公布により、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号。以下「改正法」という。)の一部が施行されることに伴う所要の改正及び錯誤に伴う改正を行うもの。
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨】</b></p> <p>改正法により、新たに第243条の2の7に特定歳入等の収納に関する規定が設けられたことから、条文が繰り下がり、条ずれが生じた。</p> <p>上記の条ずれの改正施行期日は、「公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、施行期日を定める政令が公布されたことから所要の改正及び錯誤に伴う改正を行うもの。</p> <p><b>【改正の内容】</b></p> <p>「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に、「損害賠償」を「損害賠償」に改める。</p> <p style="text-align: right;">(第5条、第6条関係)</p>
市民への影響等	特になし
施行日	地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和8年9月24日)から施行する。 錯誤の改正は、公布の日から施行する。
備考	